

坂戸保健所栄養関係功労者保健所長表彰実施要綱

1 目的

坂戸保健所管内において、栄養改善及び食生活改善事業の普及向上等に功労のあった者の労苦に報いるとともに、優良な特定給食施設等については、他の模範とするため保健所長表彰を行い、もって栄養行政の一層の推進に資するものである。

2 表彰基準

次に掲げるものとする。ただし、叙勲受章者、褒章受章者、同一功績により厚生労働大臣表彰及び知事表彰を受賞した者、並びに県機関、県職員は除く。

(1) 栄養指導業務功労者

現在、管理栄養士又は栄養士免許を有するものであって、常に第一線にあつて実際に栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績があつたと認められる者で、当該年4月1日において、次の各号のいずれにも該当するもの。

ア 栄養士免許取得後、功績に係る従事年数が10年以上で、かつ、現に保健所管内施設での従事年数が5年以上であること。

イ 年齢が満40歳以上であること。

(2) 調理業務功労者

常に第一線にあつて実際の調理業務に従事し、調理技術の発展及び資質の向上に特に顕著な功績があつたと認められる者で、当該年4月1日において、次の各号のいずれにも該当するもの。

ア 調理師免許取得後、功績に係る従事年数が10年以上で、かつ、現に保健所管内施設での継続従事年数が3年以上であること。

イ 年齢が40歳以上であること。

(3) 優良給食施設

給食の管理運営が特に優秀であり、他の模範とすべき給食施設であつて、次の各号のいずれにも該当するもの。

ア 当該年4月1日において、給食施設としての実績を10年以上有する施設であつて、栄養改善のための効果が顕著であること。

イ 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされていること。

ウ 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。

エ 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。

オ 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果の成績が良く、かつ過去に行政処分を受けたことのないこと。

(4) 栄養改善功労者

上記(1)～(3)の表彰区分の他、特に栄養改善に顕著な功績があつたと保健所長が認めた者で次の号に該当するもの。

ア 当該年4月1日において、保健所管内で栄養改善の顕著な活動を10年以上行っていること。

3 被表彰候補者の推薦

保健所管内給食管理者研究会及びその他栄養活動に関する団体等の代表者及び各給食施設管理者は、前項の表彰基準（１）～（４）に該当する者について、推薦調書等（栄養指導業務功労者及び調理業務功労者にあつては様式１－１及び１－２、優良給食施設にあつては様式２－１及び２－２、栄養改善功労者にあつては様式３）を作成し、関係書類を添えて、保健所長に推薦することができる。

保健所管内給食管理者研究会及びその他栄養活動に関する団体等の代表者及び各給食施設管理者からの推薦人数は、表彰区分ごとに２名以内とし、複数名を推薦する場合、優先順位を記入する。

4 被表彰者の決定

前項により推薦された者については、保健所内に設置する「表彰調整会議」を経て、被表彰者を決定する。原則として、表彰人員（施設）は、栄養指導業務及び調理業務功労者各５名、優良給食施設３施設、栄養改善功労者３名以内とする。

5 表彰会場

表彰会場については、栄養関係団体の希望を尊重するものとする。

附則

この要綱は平成 4 年 4 月 7 日から施行する。

この要綱は平成 6 年 4 月 6 日から施行する。

この要綱は平成 9 年 3 月 31 日から施行する。

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 22 年 3 月 17 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 2 月 25 日から施行する。

この要綱は令和 5 年 2 月 27 日から施行する。

この要綱は令和 8 年 3 月 10 日から施行する。